柳川市集団けんしん業務仕様書

この仕様書は、柳川市集団けんしん業務（本仕様書において以下「本業務」という。）について、企画提案書作成のために、基本的な仕様を定めたものである。

本業務の受託者として選定された事業者（本仕様書において以下「受託者」という。）と柳川市（以下「市」という。）は、協議を行い、受託者の企画提案内容にあわせて仕様書を変更の上、契約を締結する。受託者が企画提案した内容は全て実施することを基本とするが、市が不要と判断したものは実施しない場合があることに留意すること。

第１章　目的及び業務概要

１　業務名

柳川市集団けんしん業務

２　各けんしんの目的

（１）がん検診等

厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に定められた「胃がん」、「子宮頸がん」、「肺がん」、「乳がん」、「大腸がん」の５種類のがん及び「前立腺がん」、「結核」の早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的とする。

（２）特定健康診査・生活習慣病予防健康診査

メタボリックシンドロームに着目して実施し、自らが生活習慣における課題を認識し、行動変容と自己管理を行うことで生活習慣病を予防することを目的とする。

（３）後期高齢者健康診査

糖尿病・心臓病・脳卒中などの生活習慣病の発症や重症化を未然に防ぐことや、加齢に伴う心身の衰え（フレイル）をチェックし、医療や介護予防につなげることを目的とする。

３　業務概要

健康増進法（平成１４年法律第１０３号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）等の関係法令に基づき、がん検診等、柳川市国民健康保険特定健康診査（以下「特定健康診査」という。）、柳川市国民健康保険生活習慣病予防健康診査（以下「生活習慣病予防健康診査」という。）及び後期高齢者健康診査を実施する。

４　履行期間

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日

５　けんしんの方式

市が指定する日時及び場所に受託者が出向き実施する集団方式とする。

６　実施項目、対象者、自己負担金及び免除該当者

（１）実施項目、対象者、自己負担金

実施項目、対象者及び自己負担金は、柳川市健康診査等実施規則、柳川市特定健康診査等実施要綱及び生活習慣病予防健康診査等実施要綱に基づき、次表のとおりとする。なお、契約期間中に自己負担金を見直す場合や、厚生労働省健康局長通知「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」等に基づき対象者を見直す場合がある。

項目	対象者	自己負担金
胃がん検診	40 歳以上の者	500 円
肺がん検診	40 歳以上の者	0 円
喀痰細胞診検査	40 歳以上の者	300 円
結核検診	65 歳以上の者	0 円
大腸がん検診	40 歳以上の者	500 円
子宮頸がん検診	20 歳以上の女性	500 円
乳がん検診	40 歳以上の女性	500 円
前立腺がん検診	50 歳以上の男性	500 円
特定健康診査	40～74 歳の者であって、柳川市国民健康保険の被保険者	500 円
生活習慣病予防健康診査	30～39 歳の者であって、柳川市国民健康保険の被保険者	500 円
後期高齢者健康診査	福岡県後期高齢者医療の被保険者であって、同一年度内に特定健康診査を受診していない者	500 円

※乳がん検診は２年に１回の受診とする。西暦奇数年は偶数月生まれ、西暦偶数年は奇数月生まれの者が対象。ただし、前年度の４月１日から継続して柳川市に住民登録があり、前年度市の乳がん検診未受診の年度末年齢４２歳以上の者は対象で、市へ申請し集団けんしんで受診可能。

（２）免除該当者

次表の左欄に該当する者は右欄の確認証等により自己負担金を免除するものとする。

区分	確認証等の種類
生活保護世帯	保護証明書
市民税非課税世帯に属する者	減免申請書兼承認通知書
受診の日において 70 歳以上の者	年齢が確認できる書類
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 50 条第 2 号の規定により医療を受けることができる者	マイナ保険証又は後期高齢者医療資格確認書
子宮頸がん検診・乳がん検診推進事業対象者	各無料クーポン券

７　実施期間及び会場

（１）実施期間

各年度７月から１１月まで

（２）実施回数・日程

①実施回数は年１８回程度

②令和８年度の実施日程及び会場については、原則として別紙１のとおりとし、市と受託者が協議して最終決定するものとする。また、各けんしん日に応じた申込締切日、問診票等発送日、結果発送日は市と協議の上、決定すること。

③令和９年度以降の実施日程及び会場については、市が受診者数や動向等を鑑みて、翌年度の集団けんしん実施計画案を毎年９月に受託者に提出し、市と受託者で協議の上、翌年度の実施日程等を決定し、決定した日程を基に受託者が各けんしん日に応じた申込締切日、問診票等発送日、結果発送日を市と協議の上、決定すること。

④災害発生等やむを得ない理由で集団けんしんを中止した場合は、必要に応じて別にけんしん日を設定すること。

（３）実施会場

実施会場は次のとおりとする。ただし、会場の変更が必要な場合は、別途協議の上決定する。

①柳川総合保健福祉センター（柳川市上宮永町６－３）

②三橋総合保健福祉センター（柳川市三橋町正行４７６）

③大和総合保健福祉センター（柳川市大和町栄２３４）

（４）託児実施日における業務

①託児実施日は３日程度市が設定する。

②市は託児業務を行う者を雇用し、受託者にスタッフの出務時間の情報を提供する。

③受託者はスタッフの出務を確認し、託児室への案内を行い出務終了時の確認を行い市へ報告すること。

８　年度あたり想定受診人数

受託者は、次表の年度あたり想定受診人数を勘案し、けんしん等項目ごとの１日あたりの受診人数や予約枠１コマ（３０分単位）あたりの予約者数上限を設定の上、従事者数等を提案すること。また、受託者の提案に基づき、市と受託者で協議の上、予約枠１コマあたりの予約者数上限を決定するものとする。

年度あたり想定受診人数

項目	人数
胃がん検診	800人
肺がん・結核検診	1,500人
喀痰細胞診検査	10人
大腸がん検診	1,100人
子宮頸がん検診	850人
乳がん検診	800人
前立腺がん検診	500人
特定健康診査	700人
生活習慣病予防健康診査	50人
後期高齢者健康診査	180人

第２章　業務内容

１　打ち合わせ業務

市及び受託者は、年度当初に当該年度についての業務打ち合わせを行うものとし、けんしん日程、問診票、健康診断個人票等のすべての配布資料の様式や記載事項、注意事項等の確認を行う。

また、受託者は、打ち合わせ終了後に、各けんしん日に応じた進行管理表（予約締切日、資格確認データ送付日、受診票発送日、最終資格確認日等を記載したもの）及び精度管理進行管理表（精密検査結果報告日、受診勧奨対象や連絡日、受診状況回答用紙発送日、各報告日等を記したもの）等を作成し、市に提出すること。

２　申込受付

集団けんしん予約受付業務は、別に定める「柳川市集団けんしん予約受付業務仕様書」に基づき、受託者が行うこと。

３　データ授受

本業務で必要なデータの授受を行うため、市と受託者間をＬＧＷＡＮ回線又は同等のセキュリティを確保できる回線（以下「ＬＧＷＡＮ回線等」という。）を用いて接続すること。データ授受を行うために必要な環境（オンラインストレージ等のツール）や受

託者側に設置する専用端末は受託者が準備、設置すること。

受診者情報を管理する市の健康管理システムについては一切の改修を行わない。市と受託者間において授受される各種電子データ様式は、市の健康管理システムにて作成される様式又は取込ができる様式とすること。

4　問診票等の関係帳票の作成及び送付

（1）受託者は、受付時間、自己負担金の額、注意事項等を記載した書類及び前回の問診結果等を記載した問診票を作成する。なお、受付時間については、申込者を時間ごとに振り分ける等、待ち時間が少なくなるよう設定すること。

（2）受託者は申込者に対し、けんしん日の２週間前までに注意事項等を記載した関係書類、問診票及び検査に必要な物品一式を送付すること。申込者等への送付物について、郵便局から返送があった場合、対象者へ連絡を取り再送付すること。また、送付物が届かない等の申し出があった場合は、既に発送済みの送付物であっても、再送付に応じること。問診票は受託者作成のものを使用すること。

（3）問診票、注意事項等を記載した書類及びそれらの送付に係る封筒等は、受託者のデザインのものとし、送付に係る印刷物、封筒等の作成等の費用は、受託者の負担とする。また、送料等の通信料は委託料に含む。

5　けんしんの実施

（1）会場準備

①会場のレイアウトは、円滑に実施するため、市及び受託者で事前に協議を行うこと。

②受託者は、受診者が速やかに受診できるよう、予約者数等に応じて人員及び検診車を配備すること。

配車する検診車

胃がん検診車	Ｘ線デジタル法
肺がん検診車	Ｘ線デジタル法
乳がん検診車	Ｘ線デジタル法
子宮頸がん検診車	細胞診

③けんしん会場の開館は市が行うこととし、会場準備のための開館時間については市及び受託者で協議を行うこと。

④受託者は、事前に実施日ごとに責任者を定めること。責任者は各会場に執務し、当日の市の担当者と緊密な連携を保ち、本業務を安全かつ適正に遂行できるよう統括すること。責任者は、業務に必要な知識及び技能を有するとともに、業務全般を掌握し、本業務の管理運営能力を有すること。

⑤会場準備は、責任者の指示のもと受託者において行うこと。

（２）受付

①受付業務は、受託者が行うこと。

②受診者の確認をし、対象外の者へけんしんを行わないこと。

ア　受診者の住所、氏名、生年月日を確認し、受診者であることや重複受診者でないことを確認すること。受診者であることの確認は、マイナンバーカードや運転免許証等の本人確認書類にて行うこと。

イ　特定健康診査、生活習慣病予防健康診査及び後期高齢者健康診査の受診者の資格確認は、マイナ保険証でもできるよう必要な機材等は受託者が準備すること。

ウ　特定健康診査及び生活習慣病予防健康診査の受診者には、資格確認ができる書類及び、特定健康診査又は生活習慣病予防健康診査受診券（以下「受診券」という。）の提示を求め、資格及び受診券の有効期限を確認し、受診券を回収すること。なお、当該年度における７５歳到達者には、誕生日前日までを有効期限とする受診券を発行しているので、注意すること。

エ　後期高齢者健康診査の受診者には、資格確認ができる書類及び受診票の提示を求め、資格及び受診票の有効期限を確認し、受診票を回収すること。なお、当該年度７５歳到達者については、誕生日以降の受診、６５歳以上７５歳未満の一定の障がいのある者で、申請により福岡県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の認定を受けた者は、広域連合の認定を受けた日以降の受診となることに注意すること。また、同一年度中に特定健康診査を受診していないことを確認すること。

オ　問診票が正しく記入されているか確認すること。

③各会場にて自己負担金を徴収すること。なお、徴収した自己負担金の額に相違があった場合は、受託者の責任において適切に処理すること。自己負担金の徴収方法は現金の他キャッシュレス決済も可とする。クレジットカード、交通系ＩＣ、ＱＲコード等各種キャッシュレス決済については、受託者において必要機材等を準備し対応することとし、キャッシュレス決済等に係る手数料等は受託者の負担とする。

④自己負担金を免除できる確認証等を確認できた場合は、確認証等を回収すること。

⑤けんしん日当日に、がん検診無料クーポン券や乳がん検診受診券、特定健康診査受診券、生活習慣病予防健康診査受診券、後期高齢者健康診査受診票の紛失等の申し出があった際は、受託者において速やかに受診資格の有無を確認し、受診資格を確認できた場合は受診者に申請書を記載させ受診させること。申請書は、市へ提出すること。市は受領後に発券等を行い、受託者へ送付する。受託者は委託料請求の際、その券を用いること。

⑥受診時の受診者の移動の順序を明確にし、表示や案内係を配置し、受診者が受診の流れを理解できるように説明する等、円滑かつ快適に受診できるようにすること。

⑦受付から終了まで効率的に実施し、一人当たり概ね６０分以内に終了させること。

やむを得ず、待ち時間が生じる場合は、受診者が不快を感じないよう環境に配慮すること。

（３）特定健康診査・生活習慣病予防健康診査・後期高齢者健康診査の実施

①健診項目は、別紙２のとおりとする。

②健診項目のうち、詳細な検査項目（貧血検査・心電図検査・眼底検査・血清クレアチニン検査）の実施条件は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成１９年厚生労働省令第１５７号）（以下「実施基準」という。）第１条第１項第10 号及び同省告示第４号に定める基準に該当した者について、医師が個別に判断し実施すること。なお、実施する場合は受診者に十分な説明を行うとともに福岡県国民健康保険団体連合会に送付する結果データにおいてその理由を詳述し、保険者に報告する。また、医師の判断により、実施基準を満たしていても実施しない場合はその理由を記述し、保険者に報告すること。

③検査の測定及び判定については、実施基準に基づいて実施する。測定方法の詳細については別紙３「測定時の留意点」に留意し実施する。また、メタボリックシンドローム、糖尿病、高血圧症、高脂血症等の生活習慣病やフレイル・低栄養※1を引き起こす要因となっている判定基準についてはこれら関係する学会のガイドラインと整合がとれたものとすること。

④腹囲の測定について内臓脂肪面積の測定に代えられる場合、生理中の女性に対する尿検査について「検査不能」として実施を行わない場合の医師の判断に基づく省略を除き、健診の検査項目については全て実施すること。実施しなかった場合は未実施扱いとなり、委託費用の支払いはしない。

※1 低栄養状態に関する健診項目は後期高齢者健康診査のみ実施

（４）特定健康診査・生活習慣病予防健康診査の結果通知及び情報提供

①健診終了後速やかに受診者数や特記事項を記載した業務報告書（日報）を市に提出すること。

②受診者に関する情報（氏名、生年月日、性別、個人番号、受診日、受診項目等）を取り纏めた受診者リストを作成し、ＬＧＷＡＮ回線等を介して翌々営業日中に提出すること。

③健康診断個人票を作成し、原則健診後３週間以内（土曜日、日曜日及び休日を含む。）に市に納品すること。

④本市で稼働している健康管理システムにデータ連携を行うため、市が指定する形式で健診結果データを作成し、原則健診後３週間以内に提供すること。

⑤柳川市国民健康保険加入者で特定保健指導の基準（動機づけ支援または積極的支援）に該当した者（生活習慣病予防健康診査対象者も含む）に対し、基準に該当した旨を健康診断個人票に表示すること。また、その該当者リストを作成し、市に提供すること。

⑥緊急を要する結果が出た場合は、受託者は速やかに市へ報告し、受診者に結果を送付し、可能な限り受診者へ電話連絡を行うこと。

⑦受託者は、検査値が受診勧奨判定値以上の精密検査が必要な受診者に対して精密検査実施医療機関への紹介状を発行すること。なお、要精密検査となる基準については、市及び受託者で協議の上、決定すること。

⑧受託者は、検査値が紹介状の発行に該当する受診者に対して精密検査受診勧奨を行うことを原則とするが、その方法・時期については市と十分に協議すること。

（５）後期高齢者健康診査の結果通知及び情報提供

①緊急を要する結果が出た場合、受託者は速やかに受診者に結果を送付すること。

②受託者は、検査値が受診勧奨判定値以上の精密検査が必要な受診者に対して精密検査実施医療機関への紹介状を発行すること。

（６）がん検診等の実施

検診項目は、以下のとおりとし、①～⑤の検診における検査の精度管理等の詳細は、国立研究開発法人国立がん研究センターが示す「仕様書に明記すべき最低限の精度管理項目」のとおりとする。

対象年齢及び自己負担金は「第１章６（１）実施項目、対象者、自己負担金」のとおりとし、自己負担金を徴収した場合は受託者において領収書を発行すること。

なお、受託者は、検診終了後、受診者数や特記事項を記載した業務報告書（日報）を市に報告すること。また、受診者に関する情報（氏名、生年月日、性別、個人番号、受診日、受診項目等）を取り纏めた受診者リストを作成し、ＬＧＷＡＮ回線等を介して翌々営業日中に提出すること。

①胃がん検診

胃部Ｘ線検査

②子宮頸がん検診

視診、細胞診検査

③肺がん検診

ア 胸部Ｘ線検査

イ 喀痰細胞診

④乳がん検診

乳房Ｘ線検査（マンモグラフィ）※４０歳代は２方向、５０歳以上は１方向

⑤大腸がん検診

免疫便潜血検査２日法

⑥結核検診

胸部Ｘ線検査

⑦前立腺がん検診

ＰＳＡ検査

（７）がん検診等の結果通知及び情報提供

①受診者へ通知するけんしん結果は、特定健康診査又は生活習慣病予防健康診査受診者は健康診査及び各がん検診等の結果を別々にし、特定健康診査又は生活習慣病予防健康診査の結果は市へ、各がん検診等の結果は本人へ郵送すること。特定健康診査又は生活習慣病予防健康診査を受診していない者については、各健康診査及び各がん検診等の結果を１枚の書式にまとめ本人へ郵送すること。

②がん検診等のみを受診した者に対して、受託者は、検診終了後速やかに健康診断個人票を作成し、郵送により受診者へ通知すること。ただし、がん検診等の結果が要精密検査になっている受診者に対しては、精密検査実施医療機関への紹介状を同封すること。

（８）精密検査未受診者に対する受診勧奨及び受診の確認

①受託者は、検診受診から３か月の時点で精密検査未受診者に対して受診勧奨を行うこと。その後なお未受診である場合は、検診結果通知後６か月の時点で再度勧奨を行い、その結果を市に報告すること。

②①により精密検査の受診が確認できた受診者については、受託者は受診した精密検査実施医療機関から未報告の結果がないか確認すること。

６　けんしん結果データ処理及びけんしん結果データの保管

受託者は、けんしん結果を市が指定した形式の電子データで作成すること。特定健康診査及び生活習慣病予防健康診査は原則３週間以内（土曜日、日曜日及び休日を含む。）に健康診断個人票とともに市に納品すること。がん検診は結果を３０日以内に受診者及び市へ報告し、要精密検査者名簿一覧を作成し、市へ提出すること。

けんしん結果データの保管については、けんしん受診の翌年度から５年を経過するまでの期間保管することとし、市からの求めに応じて即座に提供できるように努めること。

７　請求

（１）特定健康診査

特定健康診査の委託料の請求は、健診終了後、特定健康診査受診券の提出があった受診者で、健診の必須項目を受診した者について、当該受診者の健診に要した金額から、受診者から徴収した自己負担金を差し引いた金額を、福岡県国民健康保険団体連合会へ速やかに請求すること。

（２）生活習慣病予防健康診査・がん検診等

生活習慣病予防健康診査及びがん検診等委託料の請求は、集団けんしん全日程終了後、当該受診者のけんしんに要した金額から、受診者から徴収した自己負担金を差し引いた金額を、市へ請求すること。

また、がん検診について、クーポン券により自己負担金を免除した受診者がいた場合は、クーポン券を添付の上、市へ請求すること。

（３）後期高齢者健康診査

後期高齢者健康診査委託料の請求は、健診終了後、当該受診者の健診に要した金額から、受診者から徴収した自己負担金を差し引いた金額を、福岡県国民健康保険団体連合会へ速やかに請求すること。

８　苦情・事故等への対応

受託者は、受診者からの苦情やけんしん中に発生した事故等について、速やかに対応の上、市へ報告すること。また、苦情・事故等対応記録を作成し、再発防止策を講じて市に文書で報告すること。

９　災害等緊急時等対応について

渋滞や事故等でけんしん会場への到着に遅延が発生する場合は、遅延が予測された時点で市へ連絡すること。また、代替の検診車および人員体制を整えるよう努めること。

やむを得ず中止する場合は、振替日を設定して実施回数を確保するよう努めること。

10　再委託

（１）受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせ（以下「再委託」という。）ようとするときは、あらかじめ書面により市の承認を得ること。

（２）市の承認を得て第三者に再委託する場合、受託者は当該第三者に対し本仕様書に記載された事項を遵守する義務を負わせるとともに、当該第三者の行為については受託者が責任を負うこと。

11　個人情報保護

（１）本業務で取り扱う情報は全て秘密保持の対象となる。受託者は、本業務で得られた情報を一切外部に漏らしてはならない。なお、本契約終了後も同様とする。

（２）本業務に関する個人情報を取り扱うすべての部署や拠点等において、情報セキュリティマネジメントシステムに関する国際規格である「ISO/IEC27001」または個人情報の保護体制に関するプライバシーマークを認証取得していること。

（３）受託者は、本業務データファイル、個人情報、その他本業務に関する資料を本業務以外の用に供するほか、複写又は複製してはならない。

（４）受託者は本契約終了後、業務上知り得た情報を抹消し、その確認をしたことを証明する文書を発行すること。

（５）本業務の履行にあたる受託者の使用人は、受託者と同様の義務を負い、この違反について受託者はその責を免れない。

（６）個人情報の取扱いについては、別紙４に定める「個人情報保護に関する特記事項」による。

12　その他

（１）国や県の報告等に伴い、市が情報の提供を依頼した場合は、受託者は必要に応じて速やかに対応することとする。

（２）仕様書に定めのない事項については、次の法令及び通知等を遵守するとともに、疑義が生じた場合は、市及び受託者で協議の上決定するものとする。

①高齢者の医療の確保に関する法律

②がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

③各種がん検診ガイドライン

④各がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）

⑤仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目（各がん検診）

⑥特定健康診査及び特定健康指導の実施に関する基準

⑦特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き

⑧標準的な健診・保健指導プログラム

⑨令和６年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取り扱いについて

⑩柳川市健康診査等実施規則

⑪柳川市特定健康診査等実施要綱

⑫生活習慣病予防健康診査等実施要綱

別紙１

令和８年度集団健診日程・会場　予定表

	日程	受付時間	会場名	予定申込者
1	令和8年 7月25日（土）	8：00～11：00	サンブリッジ	120人
2	令和8年 7月27日（月）	8：00～11：00	水の郷	120人
3	令和8年 7月29日（水）	8：00～11：00	まほろばやまと	120人
4	令和8年 8月 1日（土）	8：00～11：00	サンブリッジ	120人
5	令和8年 8月 3日（月）	8：00～11：00	水の郷	120人
6	令和8年 8月23日（日）	8：00～11：00	まほろばやまと	120人
7	令和8年 8月26日（水）	8：00～11：00	サンブリッジ	120人
8	令和8年 8月31日（月）	8：00～11：00	水の郷	120人
9	令和8年 9月 9日（水）	8：00～11：00	サンブリッジ	120人
10	令和8年 9月14日（月）	8：00～11：00	水の郷	120人
11	令和8年 9月26日（土）	8：00～11：00	サンブリッジ	120人
12	令和8年 9月28日（月）	8：00～11：00	水の郷	120人
13	令和8年10月 4日（日）	8：00～11：00	サンブリッジ	120人
14	令和8年10月13日（火）	8：00～11：00	水の郷	120人
15	令和8年10月17日（土）	8：00～11：00	サンブリッジ	120人
16	令和8年10月19日（月）	8：00～11：00	水の郷	120人
17	令和8年11月 1日（日）	8：00～11：00	サンブリッジ	120人
18	令和8年11月 9日（月）	8：00～11：00	水の郷	120人

別紙２

【検査項目一覧】

健　診　項　目		項目番号	４０～７４歳 特定健康診査	３０～３９歳 生活習慣病 予防健康診査
問　診	服薬歴、既往歴、生活習慣に関する項目	1	○	○
	自覚症状等	2	○	○
計　測	身長	3	○	○
	体重	4	○	○
	BMI	5	○	○
	血圧	6	○	○
	腹囲	7	○	○
診　察	理学的検査（身体診察）	8	○	○
脂　質	空腹時中性脂肪、やむを得ない場合は随時中性脂肪	9	○	○
	HDL コレステロール	10	○	○
	LDL コレステロール、又は Non-HDL コレステロール	11	○	○
肝機能	AST（GOT）	12	○	○
	ALT（GPT）	13	○	○
	γ-GT（γ-GTP）	14	○	○
代謝系	空腹時血糖、やむを得ない場合は随時血糖	15	○	○
	ヘモグロビン A1ｃ	16	○	○
尿・腎機能	尿糖	17	○	○
	尿蛋白	18	○	○
	尿潜血	19	○	○
	血清クレアチニン及び eGFR	20	○又は●	○
	血清尿酸	21	○	○
血液一般	血色素数	22	●	●
	赤血球数	23	●	●
	ヘマトクリット値	24	●	●
心機能	心電図検査	25	●	●
眼底検査	眼底検査	26	●	●
医師の判断	医師の判断欄記載	27	○	○

○　：　必須項目

●　：　「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第４版）」及び「標準的な健診・保健指導プログラム　（令和６度版）」 に基づき、医師の判断により選択的に実施する項目

別紙３

測定時の留意点

（１）身長

①身長計が正しくセットされているかどうか確認する（デジタルの場合は正しく対象者の情報を入力）。

②履物を脱がせ、身長計の尺柱に背・踵を揃え、足先を３０～４０度に開き、直立させる。

③膝を延ばし、腹や腰や顎を引かせて、首を伸ばし、頭部を耳眼水平にさせる。

④記録単位は㎝、小数点第１位までを記入する。

（２）体重

①体重計は水平で硬い場所にセットする。

②着衣の重さとしてー１㎏とする。（健診前に確認）

③上着・靴・場合により靴下を脱がせる。

④台の中央に立たせて、身体を正面に向かせ、静止させ、針の静止を（あるいはデジタル表示の固定を）待ち、数値を読み取る。

⑤記録単位は㎏、小数点第１位までを記入する。

（３）血圧

①測定時は上腕の着衣が分厚くならないよう、身なりを整える

②測定前、受診者に深呼吸を促し、落ち着かせる

③測定回数は原則２回とし、その２回の測定値の平均値を用いること。ただし、実施状況に応じて、１回の測定についても可とする。

（４）問診・診察

①プライバシーの確保のため、受診者との会話が他の受診者に聞こえないよう配慮して場所を設定する。

②問診は記入漏れがないか確認し、漏れている部分は受診者に確認する等して記入する。

③診察・指導にあたっては、当日の健診記録だけではなく、過去のデータも十分参照する。

④診察医は、総合判定に必要な所見を洩れなく記録する。

（５）その他

その他の測定、検査の留意点については「標準的な健診・保健指導プログラム（令和６年度版）」等を参考とすること。

別紙４

「個人情報保護に関する遵守事項」

（個人情報の取扱いにおける基本的事項）

第１条　受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては、発注者の実施機関（柳川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年柳川市条例第２号）第２条第１項に定める実施機関をいう。）と同様の責務を負うものとし、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）等を遵守し、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報に係る市民の基本的人権を侵害することのないよう努めるとともに、発注者が行う個人情報保護のための施策に協力しなければならない。

（個人情報の適正管理）

第２条　受注者は、業務に係る個人情報の漏えい、損傷、滅失、紛失、改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のため、少なくとも次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　業務に係る個人情報の管理責任者及び当該個人情報の取扱いに従事する者を明らかにし、第１０条第１項の規定により発注者から報告を求められた場合に提示できるようにしておくこと。

(2)　業務に従事する者に対し、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発、教育研修等を行うこと。

(3)　業務に係る個人情報の取扱いに従事する者を必要最小限度の人数に限定するとともに、パーソナルコンピュータ、ＵＳＢメモリ、光ディスク（ＣＤ、ＤＶＤ等）等の電磁的記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）により個人情報を取り扱う場合にあっては、パスワード、認証機能付カード等により個人情報を利用できる者の範囲及び利用できる個人情報の範囲を限定すること。

(4)　業務に係る個人情報を、施錠できる所定の場所に保管し、保管の安全を図るとともに、電磁的記録媒体により個人情報を取り扱う場合にあっては、コンピュータウィルス対策用ソフトウェア、ファイアウォール、暗号化等により、関係機器への不正な侵入、個人情報の窃取等を防ぐための措置を講ずること。

２　受注者は、前項各号に掲げるもののほか、業務の内容及び遂行状況に応じて、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（持ち出しの禁止）

第３条　受注者は、発注者が指示し、又は認めた場所以外の場所で業務に係る個人情報を取り扱ってはならない。

（個人情報の受渡し及び持ち運びの方法）

第４条　発注者と受注者の間において業務に係る個人情報の受渡しを行うときは、次の各号に掲げる記録媒体ごとに、当該各号に定める方法によりこれを行わなければならない。

(1) 紙媒体　次のいずれかに掲げる方法

ア　直接手渡しにより行う方法

イ　書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便の役務であって当該信書便事業者において引受け及び配達の記録をするものにより送付する方法

ウ　個人情報（郵便法（昭和２２年法律第１６５号）第４条第２項に規定する信書に該当しないものに限る。）を安全かつ確実に送付した実績を有する事業者による役務であって当該事業者において引受け及び配達の記録をするものにより送付する方法

(2) 電磁的記録媒体　直接手渡しにより行う方法又はパスワード、暗号化等により、個人情報の窃取等を防ぐための措置を講じた上で受渡しする方法

２　発注者及び受注者は、互いに受け取った個人情報を持ち運ぶときは、次に掲げる方法その他の安全な方法によりこれを行わなければならない。

(1) 個人情報を施錠できるかばん等に入れて持ち運ぶ方法

(2) 複数の者により持ち運ぶ方法

(3) 個人情報を記録したファイルにパスワードを設定するなど、他の者が当　該個人情報を見ることができないようにして持ち運ぶ方法（当該個人情報が電磁的記録媒体に記録されている場合に限る。）

（目的外利用の禁止等）

第５条　受注者は、個人情報を業務以外の目的のために利用し、又は第三者（業務に係る発注者の担当部署の職員及び第２条第１項第１号の規定により受注者が明らかにした者以外の者をいう。以下同じ。）へ提供してはならない。

（複写又は複製の制限）

第６条　受注者は、業務に係る個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

(1) 複写又は複製に係る個人情報の範囲、方法、量その他の条件を示した上で、発注者が受注者に指示した場合又は受注者が発注者の承諾を得た場合

(2) 発注者の管理が及ぶ場所で業務を行う場合

（再委託の制限）

第７条　受注者は、この契約により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、当該業務の一部をやむを得ず第三者に委託する場合（業務の大部分を一括して第三者に委託する場合を除く。）であって、受注者が当該業務を受託するに当たり、あらかじめ発注者に当該第三者への委託予定内容を明示して承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、前項ただし書の規定により第三者に業務を委託するときは、この「個人情報保護に関する遵守事項」に準じた規定を当該第三者との契約において定めなければなら

ない。

（個人情報の返還又は廃棄）

第８条　受注者は、業務を終了し、発注者の検査その他の必要な手続を終えたときは、速やかに業務に係る個人情報を発注者に返還（業務の成果物の引渡しを含む。）しなければならない。

２　受注者は、発注者の承諾を得たときは、前項の規定にかかわらず、業務に係る個人情報を細断、焼却その他の復元することができない方法により廃棄することができる。この場合において、受注者は、廃棄した個人情報、廃棄の方法、廃棄年月日及び廃棄を行った者の職氏名を書面により発注者に報告しなければならない。

３　受注者は、契約の再締結により複数回にわたり連続して同一の業務を発注者から受託するときは、前２項の規定にかかわらず、当該連続する最後の業務を終了したときにおいて、これらの項に規定する個人情報の返還又は廃棄を行うことができる。

（事故発生時等における報告）

第９条　受注者は、業務に係る個人情報の漏えい、損傷、滅失、紛失、改ざん等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約の期間が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

（報告及び立入検査）

第１０条　発注者は、業務に係る個人情報の漏えい、損傷、滅失、紛失、改ざん等の事故が発生するおそれ又は発生した事実があると認めたときは、これらの事実に係る個人情報の保護を行うために必要な限度において、受注者に対し、必要な報告を求め、又は受注者の所有する建物等に立ち入り、書類その他の物件を検査することができる。

２　発注者は、前項に規定するもののほか、業務に係る個人情報の管理状況等を検査する必要があると認めた場合において、受注者の承諾を得たときは、受注者の所有する建物等に立ち入り、業務に係る個人情報の管理状況等を検査し、当該検査によって確認した書類その他の物件の全部又は一部について、提供又は貸与（提供又は貸与した物件を発注者による複写、複製その他の利用に供することを含む。）を求めることができる。

３　発注者は、前２項の規定により立入りを行うときは、当該立入りがこの契約及び受注者の同意に基づき行うものであることを踏まえ、書類その他の物件を必要以上に検査するなど、受注者の権利利益を違法又は不当に侵害することのないように留意しなければならない。

（契約の解除及び損害の賠償）

第１１条　発注者は、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び受注者に対する損害賠償の請求をすることができる。

(1) 業務に係る個人情報の漏えい、損傷、滅失、紛失、改ざん等の事故を発生させたとき。

(2) この「個人情報保護に関する遵守事項」の規定に違反したとき。

（秘密保持及び罰則規定）

第１２条　受注者は、受託業務従事者（業務に従事している者若しくは従事していた者又は受託者（再委託を受けた者を含む。）であった者をいう。）が次の各号のいずれかに該当するときは、法の規定により、当該各号に定める罰則の適用を受けるものであることを自覚し、個人情報の秘密保持に努めなければならない。

(1) 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された法第６０条第２項第１号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したとき　２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金

(2) 業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき　１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金